

**2017 年 11 月改訂（第 3 版）

*2017 年 4 月改訂（第 2 版、新記載要領に基づく改訂）

届出番号：17B2X10001000350

機械器具（25）医療用鏡

一般医療機器 歯鏡 JMDN コード：31776000

オーラルフォトクリスタルミラー

【禁忌・禁止】

1. 劣化や異常が見られた場合は、使用を中止すること。

**【形状・構造及び原理等】

1. 形状・構造
下記の通り

タイプ		
製品 No	277	278
サイズ	157×53 mm	155×41 mm
タイプ		
製品 No	279	280
サイズ	75×53 mm	105×73 mm

2. 原材料
ステンレススチール、クリスタルガラス
3. 包装
各 1 枚 / 包

【使用目的又は効果】

本品は口腔内診査のために用いる。

*【使用方法等】

- 1) 撮影部位により適切な鏡を選択する。
- 2) 口腔内の歯牙等を鏡の部分に反射させて撮影する。

*【使用上の注意】

- 1) 過度の圧力をかけたり、落としたりしないこと。
- 2) 使用前に必ず適切な洗浄・滅菌を行うこと。
- 3) 器具に対して、形状変更・打刻（刻印）等の二次加工やヒーティングを行うことは破損の原因となるので絶対に行わないこと。
- 4) 洗浄上の注意
 - ・ 使用後は歯科用防錆洗浄剤を用いて、洗浄すること。血液、体液等で汚染した器具は、そのまま放置すると汚れが除去しにくくなる。洗浄後は十分な水量で洗浄剤を洗い流し、乾燥させること。
 - ※超酸化水（超酸性水）等は、金属を腐食させることがあるので、使用しないこと。
 - ※クレンザー（磨き粉）、金ブラシ、金属ウールは錆び、キズの原因となるので使用しないこと。
 - ※洗浄後は、腐食防止のために直ちに乾燥すること。
 - ・ 洗浄にはできるだけ精製水を使用すること。水道水を使用すると塩素イオンの影響で器具が腐食する（錆びる）ことがある。
 - ・ 洗浄後の器具は水分を除去し、十分乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると錆び、変色の原因となることがある。
- 5) オートクレーブ滅菌不可。

*【保管方法及び有効期間等】

- 1) 粉塵や化学製品を避け、清潔な場所に保管すること。
- 2) 「もらいさび」を防ぐため、十分に水分を拭き取り、錆びている器具と一緒にしないこと。
- 3) 保管中、損傷しないように注意すること。

【保守・点検に係る事項】

使用前・使用後は、破損、ヒビ、大きな腐食などがないか確認すること。これらがある場合は使用を中止すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社 歯愛メディカル
住所：石川県白山市鹿島町 1-9-1
電話番号：076-278-8800